

被保険者証と高齢受給者証の一体化について

1. 概要

- (1) 毎年10月1日から翌年9月30日の1年間の有効期限で更新している被保険者証と70歳以上75歳未満の被保険者に毎年8月1日～翌年7月31日の1年間の有効期限で更新している高齢受給者証を一枚のカードに一体化し利用者の利便性を図る。

2. 背景

- (1) H30.7国から被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進する方向性が示された。
 (2) 埼玉県国保運営方針で都道府県化後の事務の標準化の課題として掲げられ、令和2年度中の一体化を目指している。

3. 一体化のメリット

被保険者	①被保険者（70歳以上）が医療機関を受診するとき、被保険者証のみで受診可能。
保険者（町）	①医療機関で負担区分がリアルタイムでわかるため、負担区分の過誤の事務が減少。 ②受給者証の発行経費が削減

4. 印字イメージ

【印字イメージ】

○ ○ 県	有効期限 平成31年4月30日
国民健康保険 被保険者証	発効期日 平成31年3月1日
兼高齢受給者証	記号 1 2 3 番号 4 5 6 7 8 9
氏名 国保 花子	性別 女
生年月日 昭和21年2月1日	負担割合 2割
適用開始年月日 平成30年8月1日	⑤
交付年月日 平成31年3月20日	
世帯主氏名 国保 太郎	
住所 TKC県TASK市中央123番地	
保険者番号 123456	交付者名 ○○○市

※高齢受給者は、 を印字

5. 導入スケジュール

- | | |
|--------|--|
| 令和元年9月 | 有効期限がR2.7.31までの被保険者証を郵送
広報9月号で有効期限変更のお知らせ |
| 令和2年6月 | 広報6月号で被保険者証と高齢受給者証の一体化のお知らせ |
| 7月 | 新たな様式の被保険者証を郵送 |

被保険者証と高齢受給者証の一体化について